

第 六 十 六 号 議 案

子 ども 未 来 教 育 基 金 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 六 年 九 月 十 九 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

斉

藤

猛

子ども未来教育基金条例

（設置）

第一条 次代を担う子どもたちが、ともに生きるまちの創り手として未来を切り拓くことができるよう、確かな学力、豊かな心及び健やかな体を育む教育を推進するため、子ども未来教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金に属する財産）

第二条 基金に属する財産は、前条の設置目的のための寄附金等をもって充てる。

（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（収益）

第四条 基金の運用から生じる収益は、第一条に定める教育の経費に充てるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条の設置目的のために必要な場合は、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第六條 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

次代を担う子どもたちが、ともに生きるまちの創り手として未来を切り拓くことができよう、確かな学力、豊かな心及び健やかな体を育む教育を推進するため、子ども未来教育基金を設置し、その管理について定める必要があるので、本案を提出いたします。